学校法人 昌平黌 黌友会会則

第1章 総 則

(名称及び事務所)

- 第 1 条 本会は、学校法人昌平黌黌友会と称し、事務所を大学内に置く。
 - 2 支部は、必要な地方に置き、支部規約は別に定める。

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の親睦を計り、母校の発展に協力し、併せて社会に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行なう。
 - 1. 会員相互の親睦を計り、理解を深める事業
 - 2. 母校の発展を助成する事業
 - 3. 社会に貢献する事業
 - 4. その他、本会の目的を達成するに必要な事業

第2章 会員、役員及び組織

(会員)

第4条 本会は、学校法人昌平黌いわき短期大学及び東日本国際大学卒業生を会員とし、 在校生を準会員とする。

(顧問及び賛助会員)

- 第 5 条 本会は、顧問に法人理事長・学長及び会長経験者、賛助会員に現教職員をあてる。 (役員)
- 第6条 本会に次の役員をおき、その任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
 - 1. 会 長 1名
 - 2. 副会長 2 名
 - 3. 監 查 2名
 - 4. 理 事 10名
 - 5. 支部長 若干名
 - 6. 幹事 各年次、各部卒業生より1名

(役員の選出)

- 第7条 役員の選出は、次のとおりとする。
 - 1. 会長・副会長及び監査は、総会において選出する。選出方法については、選挙又は選考委員会の議を経て決するものとする。
 - 2. 理事は、会長・副会長・監査が選出し、会長がこれを委嘱する。
 - 3. 支部長は、支部会員の互選により会長がこれを委嘱する。
 - 4. 幹事は、 各年次各部卒業生の中から会長がこれを委嘱する。

(役員の解任)

- 第8条 任期中の解任は、次のとおりとする。
 - 1. 会長・副会長・監査については、役員会において解任する。
 - 2. 支部長については、支部会において決定し会長はこれをうけて解任する。
 - 3. 理事・幹事については、会長・副会長・監査をもって解任する。

(役員の任務)

- 第9条 役員の任務は、次のとおりとする。
 - 1. 会長は会務を総理し、総会・役員会を開き議長となる。
 - 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会務を代行する。
 - 3. 監査は、少なくとも年1回会計帳簿を監査し、総会に報告する。

- 4. 理事は、会長の指示により本部の会務を分掌する。
- 5. 支部長は、支部を代表し本会の目的達成に協力を計る。
- 6. 幹事は、会長の指示により会務を分掌する。

(顧問及び賛助会員の任務)

第10条 顧問及び賛助会員は、総会・役員会に出席し意見を述べることができる。

第 3 章 総会·役員会

(総会)

第11条 総会は、毎年1回5月に開くものとし、会務の報告、予算・決算の審議、役員の 改選、事業に関する協議をする。

又、必要に応じて総会の時期を変更することができる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長・副会長・監査・理事・支部長・幹事をもって構成し、本会の運営に関する事項を審議し遂行する。 但し、内容により役員会を縮小し、審議遂行することができる。

(議決)

- 第13条 本会の会議は、出席会員の過半数をもって議決する。
 - 2 役員会もこれに準ずる。

第4章 会 計

(会費)

- 第14条 本会は、会費及び寄附金等により運営する。
 - 2 会費は、入学時に納入する。
 - 3 会費の額については、別に定める。但し、総会の議を経て会費を変更することができる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。

第5章 会則変更

(会則変更)

第16条 本会の会則変更は、総会の議決による。

第6章 細 則

(細則)

第 17 条 会長は、役員会に諮り、本会の運営上必要な細則を設けることができる。

附 則

本会則は昭和49年11月3日よりこれを施行する。

本会則は昭和52年11月27日より これを施行する。

本会則は昭和54年11月11日より これを施行する。

本会則は昭和55年11月2日よりこれを施行する。

本会則は昭和59年11月3日よりこれを施行する。

本会則は昭和61年10月25日より これを施行する。

本会則は平成5年10月23日より これを施行する。

本会則は平成6年10月30日より これを施行する。

本会則は平成10年7月11日よりこれを施行する。

本会則は平成27年11月7日よりこれを施行する。